

## 初診時及び再診時選定療養費の変更について

当院（一般病床 200 床以上の地域医療支援病院）では、「他の医療機関からの紹介状（健康診断結果表を含む）を持たずに受診された方」や、「当院から他の医療機関を紹介したにもかかわらず同じ病気で当院を受診された方」の場合、健康保険の自己負担金とは別に『選定療養費』を徴収するよう療養担当規則により定められております。

令和 4 年度の診療報酬改定にて、10 月 1 日から『選定療養費』の金額を以下のとおり改定いたします。

初診時	7, 700円（税込）
再診時	3, 300円（税込）

### 《初診として取扱う場合》

- ① 当院を初めて受診する方
- ② 以前に当院を受診された方であっても、一定期間当院を受診されていない方
- ③ 通院中の診療科とは異なる科を初めて受診される方（院内紹介された方を除く）

### 《紹介状を持参しない場合でも、負担対象外として取扱う場合》

- ① 救急車で搬送された方
- ② 労働災害、公務災害、交通事故の方
- ③ その他、当院が直接受診する必要性を認めた方 など

令和 4 年 9 月  
富山労災病院